

第 10 章 罰則

○ 法の規定に違反する行為に対する罰則（機構の役員に関する規定は除く。）は次のとおりです。

罰則適用条項	内容	量刑	罰則規定
第 8 条 の 2 第 2 項、第 6 項又は第 7 項 （育成就労外国人による育成就労実施者の変更の希望の申出等）	第 8 条 の 2 第 2 項、第 6 項又は第 7 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30 万円以下の罰金	第 112 条第 1 項第 1 号
第 8 条 の 2 第 3 項から第 5 項 （育成就労外国人による育成就労実施者の変更の希望の申出等）	第 8 条 の 2 第 3 項から第 5 項までの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者	30 万円以下の罰金	第 112 条第 1 項第 2 号
第 13 条第 1 項 （報告徴収等）	第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	30 万円以下の罰金	第 112 条第 1 項第 3 号
第 15 条第 1 項 （改善命令等）	第 15 条第 1 項の規定による改善命令に違反した者	6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金	第 111 条第 1 号
第 17 条第 1 項 （実施の届出）	第 17 条第 1 項の規定による実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30 万円以下の罰金	第 112 条第 1 項第 4 号
第 19 条第 1 項又	第 19 条第 1 項又は第 3 項の規定による	30 万円以下の罰	第 112 条第 1 項

は第3項 (育成就労を行 わせることが困難 となった場合の届 出等)	育成就労継続困難時の届出をせず、又 は虚偽の届出をした者	金	第5号
第 19 条第2項か ら第4項 (育成就労を行 わせることが困難 となった場合の届 出等)	第 19 条第2項から第4項までの規定によ る育成就労継続困難時の通知をせず、 又は虚偽の通知をした者	30 万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第6号
第 20 条第1項又 は第2項 (帳簿の備付け)	第 20 条第1項又は第2項の規定に違反し て帳簿書類を作成せず、若しくは事業所 に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を 作成した者	30 万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第7号
第 23 条第1項 (監理支援機関の 許可)	第 23 条第1項の許可を受けないで監理 支援事業を行った者	1 年以下の拘禁 刑又は 100 万円 以下の罰金	第 109 条第1号
第 23 条第1項又 は第 31 条第2項 (監理支援機関の 許可)等	偽りその他不正の行為により、第 23 条第 1項の許可又は第 31 条第2項の規定に よる許可の有効期間の更新を受けた者	1 年以下の拘禁 刑又は 100 万円 以下の罰金	第 109 条第2号
第 23 条第2項 (第 31 条第5項 において準用する 場合を含む。) (監理支援機関の 許可)等	第 23 条第2項(第 31 条第5項において準 用する場合を含む。)に規定する申請書で あって虚偽の記載のあるものを提出した者	30 万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第8号
第 23 条第3項 (第 31 条第5項 において準用する 場合を含む。) (監理支援機関の 許可)等	第 23 条第3項(第 31 条第5項において準 用する場合を含む。)に規定する書類であ って虚偽の記載のあるものを提出した者	30 万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第8号

第 28 条第1項 (監理支援費)	第 28 条第1項の規定に違反して、手数料 又は報酬を受けた者	6月以下の拘禁 刑又は 30 万円 以下の罰金	第 111 条第2号
第 32 条第1項 (変更の届出)	第 32 条第1項の規定による変更の届出を せず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に 規定する書類であって虚偽の記載のあるも のを提出した者	30万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第9号
第 33 条第1項 (育成就労の実施 が困難となった場 合の届出)	第 33 条第1項の規定による育成就労継続 困難時の届出をせず、又は虚偽の届出を した者	30万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第 10 号
第 34 条第1項 (事業の休廃止)	第 34 条第1項の規定による事業の休廃止 の届出をしないで、又は虚偽の届出をし て、監理支援事業を廃止し、又はその全部 若しくは一部を休止した者	30万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第 11 号
第 35 条第1項 (報告徴収等)	第 35 条第1項の規定による報告若しくは 帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若 しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書 類の提出若しくは提示をし、又はこれらの 規定による質問に対して答弁をせず、若 しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌 避した者	30万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第3号
第 36 条第1項 (改善命令等)	第 36 条第1項の規定による改善命令に 違反した者	6月以下の拘禁 刑又は 30 万円 以下の罰金	第 111 条第3号
第 37 条第2項 (許可の取消し等)	第 37 条第2項の規定による事業停止命 令に違反した者	1年以下の拘禁 刑又は 100 万円 以下の罰金	第 109 条第3号
第 38 条 (名義貸しの禁止)	第 38 条の規定に違反して自己の名義を もって、他人に監理支援事業を行わせた 者	1年以下の拘禁 刑又は 100 万円 以下の罰金	第 109 条第4号
第 40 条第1項 (監理支援責任者 の設置等)	第 40 条第1項の規定に違反して事業所 ごとに監理支援責任者を選任しなかつた 者	30万円以下の罰 金	第 112 条第1項 第 12 号
第 41 条	第 41 条の規定に違反して帳簿書類を作	30万円以下の罰	第 112 条第1項

(帳簿の備付け)	成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者	金	第 13 号
第 44 条 (秘密保持義務)	第 44 条の規定に違反して正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した監理支援機関の役職員(過去に役職員であった者を含む。)	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金	第 110 条第1項
第 46 条 (禁止行為)	第 46 条の規定に違反して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、育成就労外国人の意思に反して育成就労を強制した者	1年以上 10 年以下の拘禁刑又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金	第 108 条
第 47 条 (禁止行為)	第 47 条の規定に違反して育成就労に係る契約の不履行についての違約金の定め、又は損害賠償額を予定する契約をした者、及び育成就労に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をした者	6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金	第 111 条第4号
第 48 条第1項 (禁止行為)	第 48 条第1項の規定に違反して、育成就労外国人等の意思に反して育成就労外国人等の旅券又は在留カードを保管した者	6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金	第 111 条第5号
第 48 条第2項 (禁止行為)	第 48 条第2項の規定に違反して、育成就労外国人等に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、育成就労が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者	6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金	第 111 条第6号
第 49 条第2項 (申告)	第 49 条第2項の規定に違反して、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告をしたことを理由として、育成就労外国人に対して育成就労の中止その他不利益な取扱いをした者	6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金	第 111 条第7号
第 54 条第4項 (分野別協議会)	第 54 条第4項の規定に違反して、正当な理由なく、その事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した分野別	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金	第 110 条第2項

	協議会の事務に従事する者又は従事していた者		
第 56 条第4項 (地域協議会)	第 56 条第4項の規定に違反して、正当な理由なく、その事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金	第 110 条第2項
第 61 条第2項 (名称)	第 61 条第2項の規定に違反して、機構でない者が、その名称中に外国人育成就労機構という文字を用いた者	20 万円以下の過料	第 115 条

〈両罰規定〉

- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の罰則(第 54 条第4項、第 56 条第4項及び第 61 条第2項に係るものを除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することとしています(両罰規定。第 113 条)。

〈罰則に関する経過措置〉

- 改正法の施行日前にした技能実習法の規定に違反する行為については、改正法の施行日以後であっても従前の技能実習法の規定による罰則が適用されます。
また、改正法附則第8条から第 10 条まで及び第 13 条による経過措置に基づいて令和9年4月1日以降にも引き続き技能実習を行わせる場合に関する違反行為については、改正法施行後においても、技能実習法の規定による罰則が適用されます。